

令和五年第三回藤崎町議会臨時会会議録

一、開会日時 令和五年十二月二十五日 午前十時00分

一、開会場所 藤崎町議会議場

一、閉会日時 令和五年十二月二十五日 午前十時十七分

一、出席及び欠席議員の氏名

別紙のとおり

一、職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 木村 宣文 係 長 大崎 光喜

一、地方自治法第二百一十一条第一項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 田 博 幸	副 町 長	五 十 嵐 晋
総務課長選管事務局長併任	高 木 秀 光	財 政 課 長	三 上 孝 之
経 営 戦 略 課 長	石 澤 岩 博	住 民 課 長	石 井 孝
福 祉 課 長	葛 西 昭 仁	教 育 長	羽 賀 義 易
学校給食センター副参事	館 岡 孝 志		

一、議事日程

別紙のとおり

一、会議に付した事件

一、会議録署名者指名

一、会期の決定

一、諸般の報告

一、町長提案理由説明

一、報告第十九号 専決処分した事項の報告（損害賠償額の決定について）

一、議案第七十号 令和五年度藤崎町一般会計補正予算（第四回）案

一、議事の経過

別紙のとおり

第一日 令和五年十二月二十五日

開 議 午前十時

○議長（奈良完治君）

おはようございます。

名誉町民の吉田豊氏が十二月十九日にご逝去され、本日、葬儀が執り行われました。哀悼の意を込めまして、黙禱をささげたいと思います。

ご起立をお願いいたします。黙禱。

〔黙 禱〕

黙禱を終わります。ご着席ください。

開会前に報告事項がありますので、事務局から報告させます。事務局長。

○事務局長（木村宣文君）

報告いたします。

十番相馬勝治議員から体調不良のため欠席する旨の届出がありましたのでご報告いたします。

また、説明員として出席を予定しておりました佐藤康文学務課長学校給食センター所長が病気のため、代わって館岡孝志学校給食センター副参事が出席することをご報告いたします。

以上です。

○議長（奈良完治君）

会議に入る前に、議場内の皆様でスマートフォンや携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくようご協力お願いいたします。

ただいまの出席議員数は十一名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和五年第三回藤崎町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第一、会議録署名者の指名を行います。

会議規則第二百二十二条の規定により、会議録署名者は、十一番浅利直志議員、一番相坂清志議員、二番棚内伸治議員を指名します。

日程第二、会期の決定を議題とします。

本臨時会の会期及び会期日程については、議会運営委員会で審議いたしましたので、議会運営委員長から報告を求めます。議会運営委員長五十嵐 忍議員。

〔議会運営委員長 五十嵐 忍君 登壇〕

○議会運営委員長（五十嵐 忍君）

ただいまから、議会運営委員会で審議いたしました結果をご報告申し上げます。

去る十二月二十一日午前十時から小会議室において、地方自治法第百九条第三項第一号の所管事務調査のため議会運営委員会を開催し、令和五年第三回藤崎町議会臨時会の会期及び会期日程について、各委員の意見を十分尊重の上、慎重に審議いたしましたところ、会期は本日一日とし、会期日程についてはお手元に配付しておりますとおり、開会、会議録署名者指名、会期の決定、諸般の報告、町長提案理由説明、議案審議、採決、閉会、以上のように議会運営委員会で決定いたしましたことをご報告申し上げます。

○議長（奈良完治君）

お諮りいたします。ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり、本臨時会の会期は本日一日とし、お手元

に配付してあります日程表のとおりにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の報告のとおり、会期は本日一日とし、お手元に配付しております日程表のとおり決定いたしました。

日程第三、諸般の報告を行います。

議案などの受理事項については、朗読を省略し、お手元に配付しております印刷物によりご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第四、報告第二十号及び議案第八十九号を一括上程し、町長から提案理由の説明を求めます。平田博幸町長。

〔町長 平田博幸君 登壇〕

○町長（平田博幸君）

改めまして、皆さんおはようございます。

令和五年も残すところ、今日を入れてあと一週間となりました。

それでは、本日ここに令和五年第三回藤崎町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多用にもかかわらずご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本臨時会の開会に当たり上程されました報告一件、議案一件の概要についてご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと思います。

報告第二十号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和五年度藤崎町一般会計補正予算（第六回））。本報告は、専決第十四号の令和五年度藤崎町一般会計補正予算（第六回）についてであります。今回の補正は、先般の議

員全員協議会でご説明しましたとおり、国の補正予算の成立を受け、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援事業及び物価高騰に直面する低所得世帯に対する追加の給付金支給事業に要する経費を計上したもので、歳入歳出とも一億三千七百十三万八千円を追加し、予算規模は八十二億六千四百八十二万五千円となるものであります。

議案第八十九号令和五年度藤崎町一般会計補正予算（第七回）案。今回の補正は、損害賠償請求事件に係る諸手続を町の顧問弁護士に依頼するための着手金としての費用について、予備費調整の上追加するもので、予算規模は歳入歳出とも従前の八十二億六千四百八十二万五千円と、変わらないものであります。

以上、提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、ご質問に応じ、本職をはじめ関係者から詳細にご説明を申し上げたいと思います。何とぞ慎重ご審議の上、原案のとおりご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奈良完治君）

日程第五、報告第二十号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和五年度藤崎町一般会計補正予算（第六回））を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

報告の二十号ですね。物価高騰対策、政府の物価高騰対策に対応した形で、学校給食費の支援事業、三月まで無料にする、あるいは食材費の高騰に対応することなどについて評価しているところでありますけれども、三の福祉施設に二十万円ほどの支援金を給付するというようなところで、介護施設として四十七施設ほどあるんだという説明を受けておるんですけれども、この施設ごとに二十万円を限度にするというような、四十七、ちょっと多いなという感じを

私は受けたんですけれども、その施設が、早い話がデイサービスもやっている、訪問もやっている、三つぐらいやっているというようなことであれば、それを三施設としてカウントしているんですか。それとも一施設としてカウントしていらっしゃるのか。

四十七のカウントの仕方そのものを改めて説明していただきたいなということです。

○議長（奈良完治君）

福祉課長。

○福祉課長（葛西昭仁君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、各サービスによって施設をそれぞれカウントしてございます。

中身いたしましては、グループホーム、居宅介護支援事業所、デイサービス、認知症デイサービス、デイケア、ホームヘルプ、訪問看護、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、短期入所、有料老人ホーム、福祉用具等、全体の施設をそれぞれカウントしているというのが四十七件でございます。

以上です。

○議長（奈良完治君）

浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

ちょっと、端的に言えば、特養もやってる、デイサービスもやってる、短期入所もやってるというようなことで、二十万円掛ける三、六十万円支給されるというような考えでよろしいんですか。

○議長（奈良完治君）

福祉課長。

○福祉課長（葛西昭仁君）

今言った、それぞれの事業所に対しておのおの二十万円を支給して、事業所ごとにそれを受け取っていただいて、足しにさせていただくということでございます。

以上です。

○議長（奈良完治君）

浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

町長にお聞きいたします。

このほかのコロナの三年、そして物価高騰、エネルギーの高騰、加えて円安の影響、戦争の影響、様々な要因があったのであります。特別な三年間ほどであったと思っておるんですけれども、その中で、私が聞いたところによりますと、基幹産業である農業者については、五千元だとか、また、商品券の給付というのがあるんですけれども、それらを考慮してもいいのかなというふうに思うんですけれども、この介護施設とか、給食のほかに、介護、医療、それも対象になっておるんですけれども、そのほかにさらに追加枠を私は設けてもいいのではないのかなというふうな思いがあるんです。

町の独自支援になるんでしょうけれども、例えば、常盤というか、藤崎地区で一番長い間、例えば養鶏事業者ですね。これも一番長い間商売も続けてきて、卵ということで、貢献している、そういうことについては、ほとんど対象になったことないですよという、国県のそれなり、業界からの支援はあるんでしょうけれども、養鶏業者だとか、養豚業者だとか、畜産関係だとか、そういうものの業者支援についても、今回の業者支援、事業者支援に踏み込んだわけでありま

すので、その辺も追加して考えてよろしいのではないのかなという思いがあるのですけれども、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（奈良完治君）

平田博幸町長。

○町長（平田博幸君）

今回もいわゆる円安あるいはロシアがウクライナ侵攻して、いわゆる燃料が非常に高騰した、あるいは食料もそうあります。小麦はじめ、なかなか全世界の食料事情がこの紛争によって流通がちょっととどまったり、価格高騰を招いているところがございます。

今回は、日本国政府からいわゆる一億四千百万円余りの国庫支出金として、そこの自治体で様々な角度からいろいろ検討して、困った生活者あるいは事業者に支援策を取ってくださいということで、この額が決定なされました。

我が町では、様々財政はじめ、経戦あるいは福祉課等と、様々な角度から検討した結果、今回はいわゆる福祉施設あるいは子供たちを保育している保育施設あるいは医療施設、そういうところに補填したいということで決定したところがございます。

浅利さんが言う、その農業者にもということで、考え方は非常に理解できますが、パイが決まっているという中で、今回のような対応をさせていただいて、先般の議会で、全員協議会で説明したところでもございます。ご理解いただきたいと存じます。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はございませんか。浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

年越しますと一月議会あるか、ないか知りませんが、追加事業者支援の追加支援を検討して、町独自の事業者支援を検討してみる用意はあるんですかということをお聞きしているわけですので、その辺はどういうお考えなのでしょうか。

○議長（奈良完治君）

平田博幸町長。

○町長（平田博幸君）

今現状では、国からのいわゆる国庫支出金が低所得者あるいは生活困窮者、物価高騰のための支援ということで国庫支出金で入ってきています。それ以外、今回以外の様々な、例えばご指摘の農業者とか、今の現状では考えていないところでございます。

また、今後臨時国会が正月明け、一月の末に開かれて、様々な対応策に注視しながら、その動きには敏感に対応していきたいと、そう思っております。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第二十号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、報告第二十号は承認することに決定しました。

○議長（奈良完治君）

日程第六、議案第八十九号令和五年度藤崎町一般会計補正予算（第七回）案を議題とします。

これから質疑を行います。浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

今年の十二月の議会も私これで終わりかなと思ったら、損害賠償請求事件があるということでありまして、臨時議会ということなのです。

この人事評価に不当だということでA職員が藤崎町を訴えた事例でありますけれども、そもそも自治体は、住民との間でも紛争をできる限り防止すべきでありますし、ましてや、職員内部においても紛争や不満といいますか、そういうものを避けるべきだというふうなことだと思っております。

それで、町長にお聞きいたしますけれども、この職員Aさんと町との職員Aさんからの申出なりなんなりがあって、町との話合いというか、話合いが基本ですよ。そういうのは、過去五年間ほどの間にあったんですか。なかったんですか。どうでしょう。

○議長（奈良完治君）

五十嵐副町長。

○副町長（五十嵐 晋君）

代わりにお答え申し上げます。

ただいま質問の内容につきましては、係争となる案件と関連しますので、発言は控えさせていただきます。

○議長（奈良完治君）

浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

町長に聞いているんだよ。町長はそういう話合いなり、そういうのを、紛争、裁判というのは、本裁判の前に何かしらの話合いなり、弁護士同士の話合いだとかやるのが普通ですよ。そういう機会はあったんですか、なかったんですかと聞いているんですよ。

○議長（奈良完治君）

平田博幸町長。

○町長（平田博幸君）

その辺確認しましたら、人事の担当の部署に何回か本人が来たようでございます。

中身については、今係争中ということで、今副町長がおっしゃったとおりでございます。

そのことは、私も報告受けているところでもございます。

以上です。

浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

町長にお聞きいたします。

人事の担当部署というのは、私の常識ではちょっと、私公務員になった経験もないもので、藤崎町の人事の担当部署というのはどこなんですか。

○議長（奈良完治君）

平田博幸町長。

○町長（平田博幸君）

長い間議会活動やって、それすらご理解していないのが非常に残念でございます。

人事は総務課で対応しております。

○議長（奈良完治君）

浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

ありがとうございます。

分からないことも非常に多い昨今でございますけれども、新聞報道によりますと、男性は、取材に対して、二〇一六年から始まった町の人事評価では毎年良好だったと語っているということは、Aさんが報道機関に話したというふうに私は理解したんですけれども、この十年ほど、上司の人事評価というのは良好だったというのは事実なんですか。事実でないんですか。その辺はどうですか。

○議長（奈良完治君）

五十嵐副町長。（「町長に聞いてんだよ」の声あり）

○副町長（五十嵐 晋君）

私が代わりに答えさせていただきます。

ただいまの質問につきましても、係争となる案件でございますので、発言は控えさせていただきます。

○議長（奈良完治君）

浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

係争中だというのは、それが不当な、あるいは当を得ていない人事、昇進が認められないというようなことについて争いがあるわけでしょう。私が聞いているのは、上司の評価はどうだったんですかと聞いているんです。

町長に聞いているんですよ。

○議長（奈良完治君）

五十嵐副町長。（「町長に聞いてんだよ」の声あり）

○副町長（五十嵐 晋君）

私からお答えさせていただきます。

ただいまの質問でございますが、再度同じことを繰り返えさせていただきます。

係争となる案件につき、発言は控えさせていただきます。

○議長（奈良完治君）

浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

この職員Aという人が藤崎町を訴えているわけですよ。それで、私が聞きたいのは、この昇進、昇格していないというようなことについて、係争になったというようなことで、藤崎町の弁護士がこの訴状の内容については、議員各位にも話さないでくれという要請をしたということなんですけれども、これは事実なんですか。

○議長（奈良完治君）

五十嵐副町長。（「町長に聞いてんだよ」の声あり）

○副町長（五十嵐 晋君）

お答えさせていただきます。

ただいまの質問につきましても、係争と関わるものですので、発言は控えさせていただきます。

○議長（奈良完治君）

浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

いや、それって、事実なのかどうかということを知っていて、それうちのほうの、藤崎町の弁護士さんがそういう要請をしたんだと、さっきまで議員に対する説明、事前の説明会でそういうふうに話していたじゃないですか。副町長。

ですから、それ何も事件に関係ないことですよ。弁護士の住民や議会の議員に対する対応策として、この事件については話さないでくださいよというふうな言い方をしていたんですかということ、それ、何も係争と関係ないですよ。これ。

○議長（奈良完治君）

五十嵐副町長。

○副町長（五十嵐 晋君）

いろいろお考えはあるかと思いますが、いずれにいたしましても、その質問につきましては、係争となる案件と関連がございますので、発言は控えさせていただきます。

○議長（奈良完治君）

浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

もう一点、じゃ、報道によりますと、十年経過して昇進、昇格していない職員は、ほかにはないんですよというふうに職員Aは述べておるようなんですけれども、これは事実なんですか。

実態的にはどういうふうな、総務課長に聞きますよ。副町長に聞いているんじゃないんですよ。総務課長にお聞きいたします。（不規則発言あり）町長のご忠告もありますので、できるだけ冷静にしたいと思います。

十年経過して昇進、昇給していない職員はほかにはないと新聞報道では、私の推察では職員Aが述べているようなのですけれども、事実としては、藤崎町では昇任、昇格していない職員はいないというのは事実なんでしょうか。

○議長（奈良完治君）

五十嵐副町長。

○副町長（五十嵐 晋君）

私からお答えさせていただきます。

ただいまの質問につきましても、係争となる案件でございますので、発言は控えさせていただきます。

○議長（奈良完治君）

ほかには質疑はございませんか。浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

補正予算として十六万五千円を着手金と、訴訟がされたから、訴えられたから受けて立ちますよというようなことなんですけれども、早い話が初めから参ったじゃと、あるいは認めるというようなことじゃなくて、この職員Aの主張は根拠はないということなんですか。

その辺はどういうお考え、これは町長にお聞きいたしますよ。

○議長（奈良完治君）

五十嵐副町長。

○副町長（五十嵐 晋君）

再度私のほうから説明をさせていただきます。

ただいまの質問につきましても、係争となる案件でございますので、発言は控えさせていただきます。

○議長（奈良完治君）

浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

町長にお聞きいたします。先ほどの職員Aの主張にはほぼほぼ根拠がないものだとということで訴訟対応をなさるつもりなのかお聞きいたします。

○議長（奈良完治君）

平田博幸町長。

○町長（平田博幸君）

一職員から訴訟ということ、非常に私も残念に思っているところでもございます。

今正職が百三十六人いて、それ以外にも給食センター等々、臨時職員、再任用制度で職員もたくさん、今町民の幸せと町発展のために頑張っているところでもございます。

ただ、Aというような職員の言い方しているけれども、その訴訟を起こした職員がこのような形で自分の自己主張をしたということは、私は非常に残念でして、多くの職員いて人事評価やっています。その中で、その人事評価やって、例えば課長級が職員の人事評価やっていて、いわゆる点数が低い職員がいて、その方も多少は県とか国の制度にのっとって、給与カットされている職員もありますし、なおかつ、自分から申し出て、私の仕事ぶりはこうだから、降格してくださいという名乗る職員もいるところでもございます。

そういう中であって、不当だということで訴訟を一方的に起こしていますので、残念に思うと。そのことだけは伝えておきたいと思います。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はございませんか。浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

何かそういう答えしかないのを残念に思うんですけども、じゃ、質問の角度を変えて、あと二問ぐらいにしておきたいなと思っております。

職員Aという方は、何か訓告だとか戒告だとか、職員の懲戒の種類が何種類かありますよね。そういうのを過去十年間なら十年間で受けたことあるんですか。ないんですか。

それぐらいは、町長も、いや、総務課長に聞きます。

○議長（奈良完治君）

五十嵐副町長。

○副町長（五十嵐 晋君）

ただいまの質問につきましても、当然係争となる案件でございますので、発言は控えさせていただきます。

○議長（奈良完治君）

浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

総務課長に改めて同じことをお聞きいたします。

聞いている質問の趣旨はわかりますですよ。この十年間なら十年間、五年間でもいいですよ。総務課長五年もやっ
ていらっしやらないかもしれないけれども、この間に訓告だとか、戒告だとか、そういう内部的な懲戒処分を受けたこと、懲戒処分というか、そういうのはあったんでしょうか。総務課長に聞いている。議長、聞いてくださいよ。

○議長（奈良完治君）

五十嵐副町長。

○副町長（五十嵐 晋君）

代わりにお答えさせていただきます。

当然法にのっとらないことをしたとかした場合には当然懲戒処分の対象になるわけでございます。

ただ、そのただいまご質問のありました、新聞報道はよく理解してはいますけれども、特定の方について、懲戒処分があった、なしというのは、やっぱり係争に関わる部分でございますので、発言は控えさせていただきます。

○議長（奈良完治君）

浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

どこかの国の国会議員のような説明をなさっているんですけども、最後です。

藤崎町では昇給だとか、昇格あるいは降格あるいはまた酒気帯び運転したときの懲戒規定だとか、昇任、昇格の内規というのはありますんですか。あるんですか。

最近五年間でもいいですよ。あるんですか、ないんですか。昇任、昇格の内規や要綱というのが内部的にはあるんですか、ないんですか。これは、総務課長にお聞きいたします。

○議長（奈良完治君）

五十嵐副町長。

○副町長（五十嵐 晋君）

その点につきましては、私のほうでも把握しておりますので、代わりにお答えさせていただきます。

ただいま話された規定等については、もちろんどこの自治体でもあると思います。私ども藤崎町におきましてもあり

ます。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論がありますので、まず、原案に反対者の発言を許します。浅利直志議員。

○十一番（浅利直志君）

極めて、着手金として十六、七、八万円だから、町長の交際費から見れば毛が生えたようなものなんだろうけれども、極めて（不規則発言あり）例えがよくないと怒る方がございますんですけども、極めて説明が不十分なので、少なくとも百円であろうと、千円であろうと、きちんとした最小限の説明はすべきなものだというふうに思いますので、本着手金の予算計上に賛成できません。

○議長（奈良完治君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。阿部祐己議員。

○六番（阿部祐己君）

議案第八十九号に賛成するものです。

町としては、万が一訴えられた場合に備えて顧問弁護士を頼んでおります。今回町が訴えられた事案でありますので、顧問弁護士に相談をし、対処していただくというのは当然であると思います。

よって、この費用については認めるべきと思います、賛成するものです。

以上です。

○議長（奈良完治君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから議案第八十九号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第八十九号は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（奈良完治君）

起立多数であります。よって、議案第八十九号は原案のとおり可決されました。

これをもって本臨時会の会議に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

よって、令和五年第三回藤崎町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 午前十時四十分

地方自治法第二百二十三条の規定により、ここに署名する。

議 長 奈 良 完 治

署名議員 浅 利 直 志

署名議員 相 坂 清 志

署名議員 栩 内 伸 治